

令和5年12月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

「デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての
留意事項について」等について（通知）

平素は本会事業に格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課より、各都道府県衛生主管部（局）長宛てに下記の通知が発出されるとともに、大阪府健康医療部を通じて、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、周知方につきご高配賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、厚労省からの通知は大容量のため、下記の大阪府薬務課ホームページに掲載されておりますので、ご参照くださいますようお願い申し上げます。

【大阪府健康医療部生活衛生室薬務課のホームページ】

<https://www.pref.osaka.lg.jp/yakumu/tuuti/index.html>

記

1. デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤の使用にあたっての留意事項について（令和5年11月24日付け 医薬薬審発1124第1号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）
2. デュルバルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌）の一部改正について（令和5年11月24日付け 医薬薬審発1124第2号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）
3. ニボルマブ（遺伝子組換え）製剤の最適使用推進ガイドライン（悪性中皮腫（悪性胸膜中皮腫を除く）の作成及び最適使用推進ガイドライン（非小細胞肺癌、頭頸部癌、腎細胞癌、胃癌、高頻度マイクロサテライト不安定性（MSI-High）を有する結腸・直腸癌、食道癌及び尿路上皮癌）の簡略版への切替えについて（令和5年11月24日付け 医薬薬審発1124第4号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

【事務局】大阪府医師会 学術課

〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22

TEL：06-6763-7006／FAX：06-6764-0267